

「消費者による選択・監視～事業者のネガティブ情報の公開～」 (国土交通省が保有するネガティブ情報等の公開のあり方に関する報告書) のポイント

1. 検討の目的

- ◆消費者による選択・監視を活用することによる事業者の適正な事業運営の確保
- ◆それを通じた安全・安心の確保、公正で自由な競争の確保

2. 対象事業者・分野

建設業者／不動産業者／マンション管理業者／
指定確認検査機関（建築確認・検査業務を行う民間機関）／
建築基準適合判定資格者（建築確認・検査業務を行う資格を有する者）／一級建築士
鉄道会社／旅客船会社／航空会社／バス、タクシー、トラック事業者／自動車整備工場／
自動車メーカー、自動車販売会社等〔道路運送車両法関係〕

3. 公開対象

- ◆全ての行政処分
- ◆行政指導（一般消費者等に具体的に損害・被害をもたらすなど、社会的影響の大きいもの）
- ◆自動車メーカー、自動車販売会社等の道路運送車両法違反に係る刑事告発
- ◆国土交通省直轄公共工事の指名停止措置

- クレーム情報や内部告発について、通報者が特定され、その結果不利益な扱いを受けるおそれがあると判断されるケースを除いて、それらが端緒であったことが分かるように記述。
- 建設業者、不動産業者及びマンション管理業者について、業務改善に関する情報の公開についても検討。
- 一般消費者等による事業者の的確な評価に資するため、国土交通省が保有するネガティブ情報等に加え、都道府県が保有するネガティブ情報等の公開についても検討。（不動産業者（知事免許業者）、二級建築士及び木造建築士、建築士事務所）

4. 公開方法－国土交通省ネガティブ情報等ポータルサイト（仮称）の開設

- ◆国土交通本省及び地方支分部局のホームページに点在するネガティブ情報等を一元的に集約したポータルサイトを、平成19年10月を目途に開設。
- ◆「選択・監視の対象」である事業者の名称による検索可能なシステムを構築したり、事業者ごとに集計した情報を一覧的に提供したりするなどの公開方法を導入。

- 行政処分等の内容や理由等の記載を平易な言葉で、できるだけ詳細なものとし、専門的な法律用語に解説を加えたりするなど、閲覧者にとって分かりやすく公開。
- ポータルサイトの開設や運用については、多くの一般消費者等に利用していただけるようPRに積極的に取り組むとともに、開設後は、利用者からのご意見などをもとに公開対象、公開方法、公開期間などについて改善。

5. 公開期間

最短2年

※〔建設業者、不動産業者〕5年〔バス、タクシー、トラック事業者〕3年

〔指定確認検査機関、建築基準適合判定資格者、一級建築士〕5年とすることを検討